

平成20年度からの 健診（検診）について

基本健診（老健事業）
からの変更点・留意点

～ 生活機能評価を中心に ～

健診（検診）に係る制度の変更

市町村が行う「基本健診(老健事業)」は、今後、医療保険者が行う「特定健診/75歳以上健診」と介護保険者が行う「生活機能評価」が引き継ぐ形となる。

平成19年度

平成20年度

老人保健法
基本健康診査
(老人保健事業)
生活機能評価
<65歳以上>

医療保険各法
一般健康診査等

労働安全衛生法
一般健康診断

老人保健法
**歯周疾患検診、骨粗鬆症検診
肝炎ウイルス検診**

市町村の実施する
がん検診

介護保険法
生活機能評価
<65歳以上>

高齢者医療確保法
特定健康診査(義務)
<40~74歳>

高齢者医療確保法
健康診査(努力義務)
<75歳以上>

労働安全衛生法
一般健康診断

健康増進法
**がん検診
歯周疾患検診等**

自営業者や主婦等、これまで大半が老人保健法に規定する基本健診を受診していた者は、特定健康診査の対象となる。

市町村によるがん検診の実施を健康増進法に規定する。

平成19年度まで、主として老人保健法に基づき基本健診として実施していた部分

→ 円滑な移行に留意する必要がある。

連携して実施

メタリックシンドローム対策として、健診の受診勧奨を確実に行うとともに、受診後の特定保健指導を強化

老人保健法に基づく基本健診とともに、市町村が行ってきた部分

→ 円滑な移行に留意する必要がある

＜参考＞ 現在（平成19年度）の健診（検診）

いわゆる一般健診

	実施主体	財源
老人保健法の規定に基づくもの 基本健康診査 （含、生活機能評価（65歳以上））	市町村	公費負担（国1/3、都道府県1/3、市町村1/3）
医療保険各法※1の規定に基づくもの 一般（基本）健康診査、人間ドック ※1 国民健康保険法、健康保険法（政府管掌健康保険、組合管掌健康保険）等	医療保険者※1 ※1 国保、健保、共済組合等	（主に） 保険料負担
労働安全衛生法の規定に基づくもの 一般健康診断	事業者（雇用主）	事業者負担

その他の検診

	実施主体	財源
老人保健法の規定に基づくもの 歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診	市町村	公費負担（国1/3、都道府県1/3、市町村1/3）
法の規定に基づかないもの （～平成9年度は老人保健法の規定に基づき実施していた） がん検診 （胃、肺、大腸、子宮、乳房）	市町村	地方財政措置

＜参 考＞ 今 後（平成20年度～）の健診（検診）

いわゆる一般健診

	実施主体	財 源
高齢者医療確保法の規定に基づくもの 特定健康診査	医療保険者 40～74歳まで 国保、健保、共済組合等	保険料＋公費
高齢者医療確保法の規定に基づくもの 健康診査	広域連合 75歳以上	保険料＋公費
健康増進法の規定に基づくもの 健康診断	市町村	公費
労働安全衛生法の規定に基づくもの 一般健康診断	事業者（雇用主）	事業者負担

※後期高齢者の健診については、広域連合と市町村で協議をし、市町村が実施する健診費用を広域連合が補助する方法も想定している。

その他の検診等

	実施主体	財 源
介護保険法の規定に基づくもの 生活機能評価 (地域支援事業の介護予防事業・特定高齢者把握事業において実施)	市町村（介護保険者）	保険料（介護） ＋公費
健康増進法の規定に基づくもの がん検診 （胃、肺、大腸、子宮、乳房） 歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診	市町村	地方財政措置 (がん検診) 公費負担 (がん検診以外)

対象者の考え方

65歳以上の場合、これまで基本健診として行われてきた健診が「特定健診／75歳以上健診」と「生活機能評価」に分かれることにより、受診対象者は、「特定健診／75歳以上健診のみ」、「生活機能評価のみ」、「両方」の場合が想定される。

平成19年度

(対象者の考え方)

老人保健法
基本健康診査

生活機能評価

介護予防事業の対象者を選定することを目的に、平成18年度から項目を追加して、その他の項目とあわせて基本健診として実施

医療保険各法
一般健康診査等

<基本健診全般>
市町村に居住地を有する40歳以上の者(老健法20条)
ただし、
他法(医療保険各法等)に基づく健診を受けた者は除く(老健法22条)

<生活機能評価>
上記対象者で、
65歳以上の者
実態としては、
主婦(被扶養者)や自営業の者は、基本健診(老健法)を受診する人が多い

被保険者及び被扶養者

労働安全衛生法
一般健康診断

雇用されている者

平成20年度

(対象者の考え方)

高齢者医療確保法
特定健康診査
(40~74歳)

高齢者医療確保法
健康診査
(75歳以上)

・医療保険の被保険者及び被扶養者

・後期高齢者医療の被保険者

・他法(労働安全衛生法等)に基づく健診を行った場合は、特定健診を行ったものとする。

65歳以上の者については、両方の対象となる場合がある

連携して実施
↓
H19年度までは同時に実施されていた

介護保険法
生活機能評価
(65歳以上)

・市町村に居住地を有する65歳以上の者(介護保険・第一号被保険者)

労働安全衛生法
一般健康診断

雇用されている者
ただし、
医療保険者に(特定健診として実施することについて)委託可

65歳以上の方の検査項目について

特定健診等と生活機能評価の両方を受診する場合、健診項目は、これまでとほぼ同じです。
 ただし、「特定健診／75歳以上健診のみ」「生活機能評価のみ」の場合は、現在の基本健診の一部のみを実施します。

検査項目(現在の基本健康診査)		特定健診	生活機能評価	特定健診+生活機能評価
問診	既往歴 等	○	※	○
	自覚症状 等	○	※	○
	生活機能に関する項目(基本チェックリスト)		◎	◎
計測	身長	○	※	○
	体重	○	※	○
	BMI	○	※	○
	血圧	○	※	○
	腹囲	○	○	○
診察	理学的所見(身体診察)	○	※	○
	視診(口腔内含む)		※	○
	触診(関節可動域含む)		※	○
	反復唾液嚥下テスト		※	○
脂質	中性脂肪	○		○
	HDL	○		○
	LDL	○		○
肝機能	AST(GOT)	○		○
	ALT(GPT)	○		○
	γ-GT(γ-GTP)	○		○
代謝系	空腹時血糖	■		■
	ヘモグロビンA1c	■		■
尿・腎機能	尿糖	○		○
	尿蛋白	○		○
	尿潜血			
	血清クリアチニン			
血液一般	血色素量	●	◎	◎(●)
	赤血球数	●	◎	◎(●)
	ハマトクリット値	●	◎	◎(●)
	血清アルブミン		◎	◎
心機能	心電図検査	●	◎	◎(●)
眼底検査	眼底検査	●		●
医師の判断	医師の判断機の記事	○		○
	医師による生活機能評価判定報告書		※◎	○

特定健診等と
同時実施した
場合のみ実施

生活機能
検査

生活機能検査は、
基本チェックリスト
(=生活機能チェック)
で一定の基準を満
たした者のみ実施

75歳以上の者に対し
は腹囲の計測は不要
となる。

・特定健診
+生活機能チェックのみ
・生活機能評価のみ
の対象者の場合は、
検査しない項目が
ある。

75歳以上の者に対し
健診を実施しない
自治体(広域連合)では、
75歳以上は、
要介護認定を受けて
いない者のみ生活機能
評価のみの実施となる

○:必須項目
●:医師の判断に基づき選択的に実施する項目

■:いずれか一方を実施
※:特定健診等と同時に実施する場合に実施する項目

◎:基本チェックリストで一定の基準を満たした者に実施する項目
(基準を満たさない場合は実施しない)

特定健診等と同時実施の場合における 20年度以降の生活機能評価の実施方法について（案）

対象者（要介護認定非該当の介護保険第1号被保険者）への受診勧奨※1

・家族、本人
・訪問活動
・関係機関からの連絡 等のルートで
生活機能の低下が疑われる者（＝基本チェックリストで特定高齢者の候補者の基準に該当）は、適宜、受診を勧奨する

既に、特定健診を受けている場合は、生活機能評価のみの受診
生活機能評価は、必要に応じて複数回受診可

※1 健診受診勧奨時に基本チェックリストを同時送付し、本人が記載して返信
→ 特定高齢者の候補者に該当する者及び未返信者には、強力に受診勧奨を行う方法もありうる

この場合は、生活機能検査から実施することも可

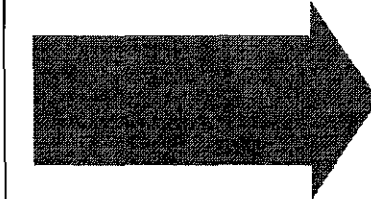
生活機能評価の実施

生活機能チェック※（仮称）

基本チェックリストの内容を含む問診、計測、診察、医師の判定（生活機能の低下なし）

特定高齢者の候補者の基準に該当しない者

終了
（生活機能の低下なし）



特定高齢者の候補者の基準に該当する者のみ（要介護者を除く）

※ 健診の場で基本チェックリストを実施する場合、基本チェックリストは、生活機能評価の一部（問診）として取り扱う。
※ 健診の場以外で基本チェックリストを実施し、特定高齢者の候補者に該当しない場合は、生活機能チェックを実施したものとみなす。

生活機能検査（仮称）

【 検査等 】

問診／既往歴、現病歴 等
計測／身長、体重、BMI、血圧
診察／口腔内所見、関節所見、嚥下テスト 等
血液検査（血清アルブミン検査、貧血検査）
心電図検査

【 医師の判定 】

ア（ア）介護予防事業の利用が望ましい
ア（イ）医学的理由により次の介護予防事業の利用は不適當
 全て 運動器の機能向上 栄養改善
 口腔機能の向上 その他
イ 生活機能の低下なし

市町村

健診実施機関

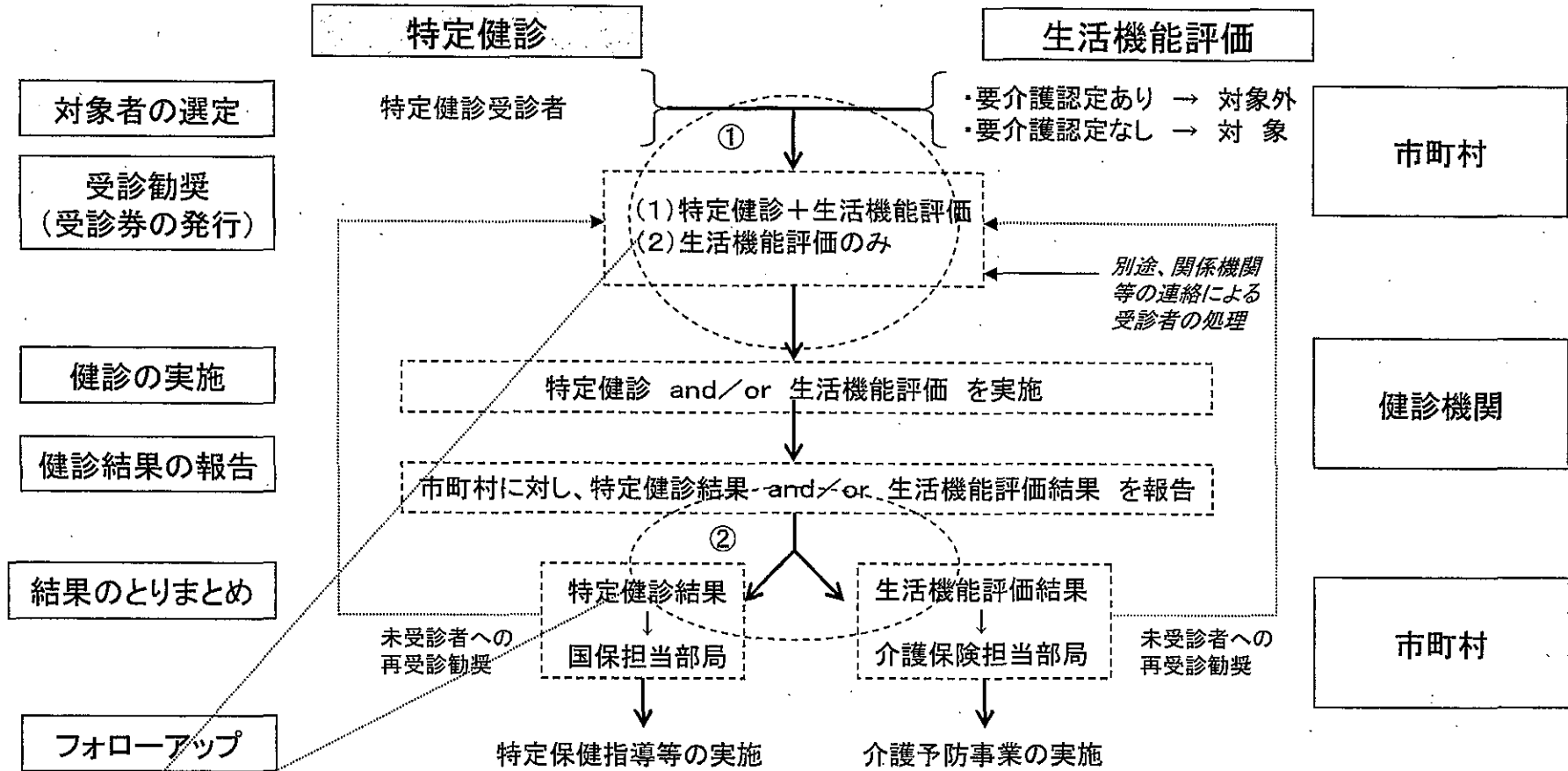
市町村

一般高齢者施策等への参加勧奨等

特定高齢者施策等への参加勧奨等

20年度以降の65歳以上の者に対する 特定健診・生活機能評価の業務の流れ（イメージ）

※ 特定健診・生活機能評価の業務について、ともに市町村衛生部局に委託実施する場合を想定



○特定健診については、国保連合会のシステムにより、①対象者の選定 ②結果報告 を電子データで処理することとしている。
 ○生活機能評価についても、②結果報告等については、電子データで対応できるか検討中
 ○その他、市町村の実施する検診事業（がん検診等）についても検討中